別紙１

令和７年４月１日

インフロニア草津アクアティクスセンター（草津市立プール）

飛込プール・ドライランドの大会開催時における専用使用について

インフロニア草津アクアティクスセンター（草津市立プール）飛込プール・ドライランドの大会開催時における専用使用については、下記のとおりとする。

１. 大会主催者が、大会開催のために飛込プール・ドライランドを専用使用する場合は、大会主催者から一般社団法人滋賀県水泳連盟に連絡し、当該専用使用期間中における飛込競技等での飛込プール等の使用について、協議・調整を行うこと。

２. 大会開催時において、飛込プールをアッププールとして専用使用する際は、最大限安全に配慮した上で、原則、最大３レーン（50ｍプール側）とし、３レーン以上必要な場合は、25ｍプール（サブプール）に設けるものとする。
ただし、上記１の調整の結果、飛込プール全面をアッププールとして専用使用可能となった場合は、この限りではない。

３. 飛込プールをレーン単位で専用使用する場合の料金は、飛込プール全面の専用使用料を６で除した額（１０円未満端数切捨）に専用使用するレーン数を乗じた額とする。

【保険適用について】

上記運用に係る保険適用の考え方は以下のとおり

・大会開催に係る専用使用部分での事故等
→大会主催者が加入される保険を適用

・大会開催に係る専用使用部分以外での事故等
→施設が加入している保険を適用